



くらしの
相談窓口
から

実家の父が返済できなくなった
貸金業者からの借金
～私には返済義務がありますか?～

相

談

実家の父は生活のため貸金業者から借金をしましたが、失業し返済できなくなりました。先日、突然私の嫁ぎ先の家に貸金業者の代理人という男が「父親の借金を返せ、子供には親の借金を返済する義務がある、返済しなければ近所の人に話しを聞いてもらう」などと威圧的な態度で取り立てに来ました。父の借金を私が返済しなければなりませんか? (30代女性)

回

答

親兄弟や知人の借金等の『保証人』になったところ、「本人に返済能力がなくなった」、また、「行方が分からなくなった」等の理由で、貸金業者から、債務の履行(借金等の返済)を請求されたという相談が寄せられています。『保証人』とは、借主(この事例の場合は父親)が貸主(この事例の場合は貸金業者)との契約を守らない場合に、借主に代わって責任を負うことを、貸主と約束した人のことです。

また、『連帯保証人』は、『保証人』よりも重い責任を負うことになり、借主と同等の立場に立たされます。

相談者は、金銭消費貸借契約の保証人、連帯保証人のいずれにもなっていなかったため、父親の

借金返済の義務がないこと、執拗な取り立て行為については警察に届け出るよう伝えました。

保証人にかかるトラブルに巻き込まれないためには、親しい間柄でも保証人等になることは極力避けること、止むを得ず保証人等になる場合でも、債務の内容を十分に把握し、債権者に対して債務履行の責任を負う可能性があるということを十分に理解することが大切です。

万一、トラブルにあつたら、一人で悩まないで早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

義務がある。

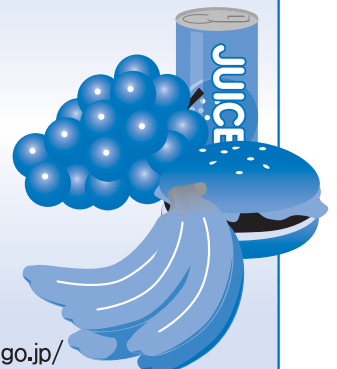


注意喚起! お菓子や飲みものに似た商品の誤食に注意!

食品ではないが、クッキーやチョコレート、ワイン、ジュースなどにそっくりの形やパッケージの商品がたくさん出回っています。特に石けんや入浴剤などは、実用的なこともあり、プチプレゼントとしても人気です。これらを食品と間違えて食べてしまったり飲んでしまうという事故が起きています。事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- 購入した人はせっけんや入浴剤だとわかっていても、それを知らない人は間違える可能性があります。食品とは別にしておき、はっきりとわかるようにしておきましょう。
- このような商品があることを知らない人もおり、表示だけでは限界があります。小さな子供や判断能力に衰えの見られる人がいる世帯の場合は、一層の注意が必要です。
- 人にあげる際は、せっけんや入浴剤であり食品ではないということをはっきり告げましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。<http://www.kokusen.go.jp/>



商品テスト情報

カセットこんろについて

性能や取扱いのポイントを押さえて安全に使いましょう!

カセットこんろ^{*}は、鍋料理やアウトドア用品として、一般家庭で広く使用され、災害時などの緊急物資としても普及しています。今回はこのカセットこんろの安全性や性能等のテストを北陸三県共同で実施しました。

カセットこんろが、火傷や火災などの事故の原因となる場合もありますから性能や取扱いのポイントを押さえて安全に使ってください。(※法令上の名称は「カートリッジガスこんろ」)

北陸三県のホームセンターなどで購入できる9銘柄をテストしました。



出力2.9kW/h



出力3.2kW/h



出力3.5kW/h



出力3.3kW/h



出力 ? kW/h

テスト結果

- 価格は、1,950円～4,700円と開きがあり、日本製及び出力の大きい銘柄が高い傾向でした。
- 表示及び仕様は、全ての銘柄が省令及びJISに適合していました。
- 外観確認や各種操作を行うとともに、携帯型ガス検知器を使用してのガス漏れテストを行うなどして構造を確認した結果、構造は、全ての銘柄が省令及びJISに適合していました。
- カセットこんろ本体にガス容器を装着する方法には、磁石を利用して装着するマグネット式タイプと、容器セットレバーを下げ、装着するタイプがあり、マグネット式の方が少しの力で容器を装着できました。また、バーナーの方式では、バーナー孔が内側に向いている内炎式タイプと、バーナー孔が外側に向いている外炎式タイプがありました。
- カセットこんろ上のごとくに一定の静荷重をかけるなどして調べた結果、全ての銘柄が省令及びJISに適合していました。
- カセットコンロに使用すべきガス容器として指定された専用容器以外の容器を装着してのガス漏れの有無は、9銘柄のうち4銘柄で、微量ですが、ガス漏れが認められました。各メーカーの取扱説明書にも記載されていますが、消費者のみなさんは、専用容器以外の容器を使用することがないよう十分な注意が必要と思われます。

購入時の留意点

- 基本的な構造はほとんど同じですが、ガス容器の取付けに、力を必要としないマグネット式と押付力が必要なセットレバー式があり、高齢者など非力な方はマグネット式を選ぶとよいでしょう。
- 省エネを考える場合、若干熱効率の良い、内炎式バーナータイプを選ぶとよいでしょう。

使用時の留意点

- 使用前に取扱説明書をよく読み、正しい使い方を心がけましょう。
- ガス容器は、必ず当該カセットこんろ専用の容器を使いましょう。
- ガス容器は、カセットこんろにしっかり取り付け、ガス漏れの音や臭いがしないか確認しましょう。古いこんろは、ゴム(Oリング)の劣化で取付部から漏れることがあり、特に気を付けましょう。
- ガス容器カバーを覆うような、大きな調理器具の使用やこんろを2台以上並べての使用は、容器の破裂や火災事故に至る恐れがあり、絶対してはいけません。また、調理以外の用途(木炭、練炭などの火起し等)に使うことも、やめましょう。

ガス容器の保管及び廃棄時の留意点

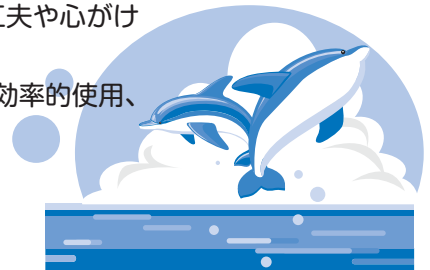
- ガス容器は、使用后、カセットこんろから取り外し、キャップをして、火気を避け、湿気の少ない40℃以下の場所で保管しましょう。
- 保管中のガス容器は、さびていないか、ガス漏れていないか定期的に確認しましょう。
- ガスは必ず使い切り、廃棄するときは最寄りの市町村の処分方法に従って廃棄しましょう。

夏の省エネはじめませんか。

～電力需給対策について～

暑い夏はエネルギー消費の増える季節ですが、一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、エネルギーの消費を抑えることができます。

家庭やオフィスにおいても、室温28℃を目安とした温度設定、冷蔵庫などの効率的使用、エコドライブの実践など、身近でできる省エネルギーをはじめましょう。



★エアコン

- 冷房は室温28℃を目安に。不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。

★照明

- 省エネ型の照明を使用し、人のいない部屋ではこまめに消しましょう。

★エンターテインメント

- テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。

★キッチン

- 冷蔵庫のつめこみすぎにご注意を。扉の開閉を少なくし、開けている時間を短くするようにしましょう。
- 洗い物をするときは、給湯器や食器洗い乾燥機の温度設定を出来るだけ低くしましょう。

★バス&トイレ

- お風呂は追い焚きをしないように続けて入りましょう。シャワーの流しっぱなしにも気をつけて。
- 温水洗浄便座は設定温度をこまめに調節し、使わないときはふたを閉めましょう。

★洗濯

- 洗濯する時はまとめて洗いましょう。

★車

- ふんわりアクセルを心がけ、加減速の少ない運転をしましょう。
- アイドリングは出来るかぎりしないようにしましょう。
- できるだけ電車・バスなど公共交通機関を利用しましょう。

★その他

- 電化製品は、使わないときはコンセントからプラグを抜き、待機電力を減らしましょう。
- 電気、ガス、石油機器を購入する時は、省エネルギータイプのものを選びましょう。

過度な節電の取組みは、熱中症等の健康被害を生じる恐れもあるため、十分に自身の健康、体調等を考慮し、可能な範囲で節電に取り組んでいただくようお願いします。

食中毒にご用心!!

気温も高くなり、腸管出血性大腸菌などによる食中毒の発生しやすい季節となりました。次の予防策に十分注意して、食中毒を防止しましょう。

予防策 1

- 肉は十分加熱（75℃1分間以上）して食べましょう。
- ユッケや生レバーなど肉を生で食べることは避けましょう。

予防策 2

- 生肉を処理した包丁やまな板は、水洗いだけでは殺菌できません。生野菜や加熱済み食品を汚染しないよう、十分洗浄、消毒して使いましょう。

予防策 3

- 焼肉の時には、焼く箸と食べる箸を使い分け、生肉に触れた箸で食事をしないようにしましょう。

予防策 4

- 冷蔵庫内では、生肉や生肉のドリップが他の食品に触れないよう容器に入れて保存しましょう。



問合せ先：富山県生活衛生課食品乳肉係 ☎076-444-3230

平成23年度富山県消費者大会の開催について

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供することを目的として、「平成23年度富山県消費者大会」を開催します。

詳しくは次号掲載！！



日時 平成23年**10月15日(土)** 13:30～16:00

会場 富山県民共生センター2階ホール(富山市湊入船町6-7)

消費者カレッジの開催について

身近な法律や商品・サービスなどの消費生活関連知識を学び、消費者力向上を図る目的で、5日間講座を開催します。詳しくは9月上旬に県消費生活センターホームページに掲載します。

開催日時 **10月17日(月)～10月28日(金)**のうち5日間(平日夜間講座)

講座内容 「消費者問題」「契約知識」「衣食住」「環境」などの分野を予定

問合せ先 富山県消費生活センター ☎076-432-2949

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

.....☎076-443-2047

高岡市 市民協働課.....☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)]...☎0766-28-1141

魚津市 市民課.....☎0765-23-1003

氷見市 市民課.....☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課.....☎076-475-2111(内754)

黒部市 市民環境課.....☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課.....☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課.....☎0766-67-1760(内732)

南砺市 住民環境課(井波庁舎)...☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎)...☎0766-52-7974

舟橋村 総務課.....☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課.....☎076-472-1111(内103)

立山町 住民環境課.....☎076-462-9915

入善町 住民環境課.....☎0765-72-1100(内132)

朝日町 産業課.....☎0765-83-1100(内237)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX.076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時